2025 年 1 月

ハーグ制度よくある質問に対する回答

WIPO 日本事務所

（中国を指定する場合）

1. 中国を指定したハーグ出願に、複数意匠を含めることはできますか？

中国は、単一性の要求を宣言していますが（ジュネーブ改正協定第 13 条（1））、下記 2 つの例外があります。

（1） 類似意匠：同一製品について、類似する意匠であれば、10 を超えない範囲で、1 つの国際出願に含めても単一性違反とはなりません。（例：色違いの製品）
類似意匠を出願する場合は、願書に記載された複数の意匠のうち、他の全ての意匠に類似する 1 つを「主意匠」として指定する必要があります。

（2） 組物の意匠：セットとして販売、使用される複数の商品に係る意匠の場合、単一性違反を構成しません。（例：ティーカップとティーポットのセット）

中国特許庁の審査の結果、単一性違反の拒絶理由通知を受けた場合、出願人は 4 ケ月の応答期間が与えられ、出願意匠を、単一の意匠、類似意匠、組物の意匠のみに限定することができます。残る意匠については、中国国内において分割出願とすることができます。この場合、ハーグ国際意匠の国際登録日は、分割出願の出願日として確保されます。分割出願について、各種手続きは、中国特許庁へ直接行います。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2. 中国特有の図面の作成方法はありますか？

＜立体の製品の場合＞

正投影法による 6 面図を提出します。部分意匠の出願を行う場合は、追加で、部分意匠を含む製品全体の斜視図を提出します。

＜GUI の場合＞

下記の通り、事例別に提出図面の要求があります。

全体意匠と部分意匠を出願できます。

全体意匠の出願で意匠の本質的な特徴が GUI のみの場合、出願人は、実際の製品の、GUI を含む少なくとも 1 つの正投影図を提出します。

部分意匠の出願の場合、実際の製品の、GUI を含む正投影図を提出します。

どのような電子機器にも適用できる GUI に関しては、出願人は、実際の製品を表示せずに、GUI の図のみを提出することも可能です。

動的 GUI の場合、出願人は GUI の最初の状態を正面図として示す正投影図を提出する必要があります。以降の状態については、出願人は GUI の主要なフレームの図を変化の状態に関する図として提出できます。提出される図は、動的 GUI の完全な変化のプロセスを定義するのに十分でなければなりません。

中国を指定する場合は、図面に凡例（正面図、背面図等）を表示することが推奨されます。

3. 中国を指定した場合、「説明（DESCRIPTION）」欄の記載を求められますが、何を記載すれば良いですか？

意匠の特徴の詳細を記載していただきます。

WIPO のウェブページ上、ハーグ加盟国情報―中国―DECLARATIONS MADE BY THE CONTRACTING PARTY

に、中国特許庁が例示する、意匠の特徴の記載例が掲載されています。

HAGUE SYSTEM MEMBER PROFILES

（米国を指定する場合）

4. 代理人が発明者の代わりに発明者の宣誓書に署名することはできますか？

いいえ。署名は、代理人ではなく発明者（創作者）によるものでなければなりません。

5. 情報開示陳述書（IDS） はいつ提出すべきですか。国際事務局に直接提出することは可能ですか？

情報開示陳述書は、米国の規定に則り、USPTO に提出する書類ですが、ハーグ制度を通じて国際出願し、米国を指定する場合には、国際出願時に限り、国際事務局に提出することもできます。国際事務局に提出する場合は、eHague の Filing インターフェース中、「Other Content- Eligibility for Protection」又は ANNEX III を使用して願書に添付します。なお、出願後には、当該書類 を国際事務局に提出することはできません。また、情報開示陳述書は、国際登録が公表された後、 USPTO に直接提出することも可能です。

（国際公表の時期に関する規則改正） 2022.1.1～

6. 公表時期はどのように変わったのでしょうか？

国際登録は、標準で、国際登録日から 6 月で公表されていましたが、2022 年 1 月 1 日以降の国際出願日を有する国際登録は、標準で、国際登録日から 12 月で公表されるよう、共通規則第 17 規則の改正が行われました。

また、即時公表と、公表の延期、また、公表延期期間中の早期公表が従来通り請求可能であることに加え、この改正では新たに、標準公表期間中（12 月）であっても早期公表の請求ができるようになりました。

（電子メールアドレスの記載） 2021.2.1～

7. 出願時にメールアドレスの記載が必須要件になりましたが、私は代理人で、出願人がメールアドレスを持っていません。代理人のメールアドレスのみで手続きはできないでしょうか？

2021 年 2 月 1 日以降、共通規則第 3 規則、第 7 規則、第 21 規則の改正により、代理人の電子メールアドレスの記載があっても、出願人及び新名義人の電子メールアドレスの記載も必須になりました。

出願時においては、出願人の電子メールアドレスが記載されていない場合には、不備の通知（IRREGULARITY）が発せられ、これに応答しない場合は、出願を放棄したものとみなされます。

また、名義変更時に、新名義人および新代理人についても、電子メールアドレスを記載することが必要です。

（代理人の選任）

8. 委任状の提出は必要ですか？

出願日が 2019 年 1 月 1 日以降の、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願については、代理人のみが国際出願に署名した場合であっても、委任状の提出が求められなくなりました。（共通規則第 3 規則(2)(a)の改正。）

この改正により、願書に代理人の氏名、住所及び電子メールアドレスが記載されていれば、国際事務局は、その者が国際出願を受任し、またその後の手続きについても代理人として記録される、とみなします。

ただし、出願後、新たな代理人を選任する場合は、別途代理権を証明する必要があります。

9. 各指定国について、それぞれ代理人が必要ですか？

国際出願における代理人の選任は、国際事務局に対する手続の代理にのみ有効です。官庁による拒絶の通報が通知された場合等、指定締約国の官庁に対して手続をする際には、別途代理人の選任が必要となる場合があります。この場合の代理人の選任は、各指定締約国の法律に従います。

（eHague）

10. アップロードできる画像ファイルの容量に制限はありますか？

はい。１つの画像ファイルの容量は２MB 以内にしてください。

画像ファイルに関する技術的な要件の概要は以下のとおりです。

保存形式	JPEG 又は TIFF
解像度	300dpi
最小寸法	3cm x 3cm (300 dpi)
最大寸法	16cm x 16cm (300 dpi)
１ファイルの最大容量	2MB
色	RGB 又は Grayscale
縁	1 から 20 ピクセル

11.　画像ファイルの容量以外に、複製物に関して一般的に留意すべき点はありますか？

1) 複製物は、意匠の詳細の全てを明確に識別でき、かつ、公表できる品質のものでなければなりません。
2) 原則として、複製物には、意匠のみ、又は意匠が使用されることとなる製品を表すものとし、他のいかなる対象物、付属品、人又は動物も除外します。
3) 技術的な図面、特に軸線や寸法を物品の断面もしくは平面にあらわしたものは認められません。また、表現物中の注釈文や凡例は認められません。
4) 意匠のプロポーションを一貫性のあるものしてください。画像が望まない大きさになることや画像のプロポーションが変わらないよう、全ての複製物が同じ解像度（300dpi が理想）であることを確認してください。
5) 複製物は、出願人がそのように公表されることを望む向きにしてください。
6) 少なくとも、1 ピクセルの縁を設けることが重要です。そうすることで、公表のために画像の縁がトリミングされる際に情報が失われることを避けることができます。また、画像ファイルの縁が広くなり過ぎないよう、1 から 20 ピクセルとすることが推奨されます。

より詳細については、以下のページをご参照ください。

https://www.wipo.int/documents/d/hague-system/docs-en-reproductions_technical_requirements.pdf

https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/guidance.pdf

（手数料の支払）

12. 国際出願の出願人はいつまでに手数料の支払を済ませる必要がありますか？

手数料の支払は国際出願後すみやかに行います。

2023 年 4 月 1 日より、少なくとも一意匠分の出願基本手数料の支払いを、国際事務局における方式審査開始の条件とすることが可能になりました。出願時に手数料を支払わず、WIPO から手数料支払いを求める通知が送付された際は、通知の送付日から２ケ月以内に、手数料の支払いが必要です。

期限内に是正 されない場合、出願は放棄されたとみなされます。

13. 個別指定手数料の減額の適用を受けたい場合、どのような手続をすればよいですか？

イスラエル／メキシコ／米国についての個別指定手数料の減額の適用を受けるために、出願人は、E-Hague の filing インターフェースの「Other Content [if applicable] - Economic Status」又は DM/1 の Item 18 にあるボックスをチェックして、減額の適用を主張することができます。

減額の適用を受けるための資格については、各国特許庁のウェブサイトをご参考ください。

イスラエル特許庁　　מדינת ישראל (www.gov.il)

メキシコ特許庁　　SECRETARIA DE ECONOMIA (www.gob.mx)

米国特許商標庁
https://www.uspto.gov/sites/default/files/aia_implementation/AC54_Small_Entity_Compliance_Guide_Final.pdf

なお、国際事務局は、出願人の資格を評価することはありません。

14. 必要となる手数料の額が自動的に増える又は減る場合は、どのような場合ですか？

国際事務局による審査の過程において、説明（Description）が職権で修正される場合や出願に含まれる意匠や複製物の数が変更される場合等に、必要となる手数料の額が変わることがあります。

免責事項：このページに掲載された質問と回答は単に情報提供を目的とするものであり、法的観点からの参照事項ではありません。また、必ずしも WIPO 又はその加盟国の公式見解ではありません。